

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成27年7月22日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	42件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	42件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500032 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500057 号

## 第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成4年4月1日から平成9年8月30日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成4年4月は19万円から20万円、平成4年5月から同年9月までの期間は19万円から22万円、平成4年10月から平成5年9月までの期間は15万円から24万円、平成5年10月から平成6年9月までの期間は16万円から26万円、平成6年10月から平成7年9月までの期間は18万円から28万円、平成7年10月から平成8年1月までの期間は19万円から32万円、平成8年2月は19万円から28万円、平成8年3月及び平成8年4月は19万円から30万円、平成8年5月は19万円から32万円、平成8年6月及び平成8年7月は19万円から30万円、平成8年8月及び平成8年9月は19万円から32万円、平成8年10月から平成9年5月までの期間は19万円から30万円、平成9年6月は19万円から28万円、平成9年7月は19万円から30万円とする。

平成4年4月から平成9年7月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年4月から平成9年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち、請求者のA社における平成4年3月21日から同年5月1日までの期間、平成8年2月1日から同年5月1日までの期間、平成8年6月1日から同年8月1日までの期間、平成9年6月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成4年3月及び平成4年4月は19万円から22万円、平成8年2月から同年4月までの期間、平成8年6月及び平成8年7月は19万円から32万円、平成9年6月は19万円から30万円とする。

平成4年3月及び平成4年4月、平成8年2月から同年4月までの期間、平成8年6月、平成8年7月及び平成9年6月の訂正後の標準報酬月額（平成4年3月は訂正前の標準報酬月額、平成4年4月は20万円、平成8年2月は28万円、平成8年3月、平成8年4月、平成8年6月及び平成8年7月は30万円、平成9年6月は28万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 3 月 21 日から平成 9 年 8 月 30 日まで

A 社に勤務した時の年金記録である平成 4 年 3 月 21 日から平成 9 年 8 月 30 日までの期間において、年金記録の標準報酬月額、給与から控除された保険料に見合う標準報酬月額より低額であることが「ねんきん定期便」で確認できる。給料支払明細書の控除額は月により金額が異なっているが、年金記録の標準報酬月額は、一定額が続いていることから、給与から控除された保険料に見合う額より低い報酬月額が届けられた可能性がある。請求期間の標準報酬月額を保険給付の計算の基礎となる記録及び事実に即した記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 4 年 4 月 1 日から平成 9 年 8 月 30 日までの期間については、請求者より提出された A 社の給料支払明細書から、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成 4 年 4 月から同年 9 月までの期間は 19 万円、平成 4 年 10 月から平成 5 年 9 月までの期間は 15 万円、平成 5 年 10 月から平成 6 年 9 月までの期間は 16 万円、平成 6 年 10 月から平成 7 年 9 月までの期間は 18 万円、平成 7 年 10 月から平成 9 年 7 月までの期間は 19 万円）を超える報酬月額の支払いを受け、資格取得時及び 5 月から 7 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成 4 年 4 月から同年 9 月までの期間は 22 万円、平成 4 年 10 月から平成 5 年 9 月までの期間は 24 万円、平成 5 年 10 月から平成 6 年 9 月までの期間は 26 万円、平成 6 年 10 月から平成 7 年 9 月までの期間は 28 万円、平成 7 年 10 月から平成 8 年 9 月までの期間は 32 万円、平成 8 年 10 月から平成 9 年 7 月までの期間は 30 万円）と異なる標準報酬月額（平成 4 年 4 月は 20 万円、平成 4 年 5 月及び平成 4 年 6 月は 24 万円、平成 4 年 7 月から同年 9 月までの期間は 26 万円、平成 4 年 10 月は 24 万円、平成 4 年 11 月は 26 万円、平成 4 年 12 月及び平成 5 年 1 月は 24 万円、平成 5 年 2 月から同年 8 月までの期間は 26 万円、平成 5 年 9 月は 28 万円、平成 5 年 10 月から同年 12 月までの期間は 26 万円、平成 6 年 1 月は 28 万円、平成 6 年 2 月は 26 万円、平成 6 年 3 月は 28 万円、平成 6 年 4 月は 26 万円、平成 6 年 5 月は 28 万円、平成 6 年 6 月は 30 万円、平成 6 年 7 月は 28 万円、平成 6 年 8 月は 26 万円、平成 6 年 9 月は 28 万円、平成 6 年 10 月は 30 万円、平成 6 年 11 月は 28 万円、平成 6 年 12 月から平成 7 年 2 月までの期間は 30 万円、平成 7 年 3 月は 28 万円、平成 7 年 4 月は 30 万円、平成 7 年 5 月は 36 万円、平成 7 年 6 月から同年 8 月までの期間は 30 万円、平成 7 年 9 月は 36 万円、平成 7 年 10 月は 34 万円、平成 7 年 11 月は 38 万円、平成 7 年 12 月は 32 万円、平成 8 年 1 月は 34 万円、平成 8 年 2 月は 28 万円、平成 8 年 3 月及び平成 8 年 4 月は 30 万円、平成 8 年 5 月は 32 万円、平成 8 年 6 月及び平成 8 年 7 月は 30 万円、平成 8 年 8 月

及び平成8年9月は32万円、平成8年10月は30万円、平成8年11月は34万円、平成8年12月は30万円、平成9年1月は34万円、平成9年2月から同年5月までの期間は30万円、平成9年6月は28万円、平成9年7月は30万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上記給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額及び資格取得時並びに5月から7月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額から平成4年4月は20万円、平成4年5月から同年9月までの期間は22万円、平成4年10月から平成5年9月までの期間は24万円、平成5年10月から平成6年9月までの期間は26万円、平成6年10月から平成7年9月までの期間は28万円、平成7年10月から平成8年1月までの期間は32万円、平成8年2月は28万円、平成8年3月及び平成8年4月は30万円、平成8年5月は32万円、平成8年6月及び平成8年7月は30万円、平成8年8月及び平成8年9月は32万円、平成8年10月から平成9年5月までの期間は30万円、平成9年6月は28万円、平成9年7月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、元事業主は、実際の給与額より低い報酬月額を届け出たことを認めていることから、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成4年4月から平成9年7月までの期間に係る当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成4年3月21日から同年5月1日までの期間、平成8年2月1日から同年5月1日までの期間、平成8年6月1日から同年8月1日までの期間、平成9年6月1日から同年7月1日までの期間については、上記給料支払明細書から、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(19万円)を超える報酬月額の支払いを受けていることが確認できる。

しかしながら、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同等またはそれより高い標準報酬月額(平成4年3月は19万円、平成4年4月は20万円、平成8年2月は28万円、平成8年3月、平成8年4月、平成8年6月及び同年7月は30万円、平成9年6月は28万円)に相当しているものの、資格取得時及び5月から7月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(平成4年3月及び平成4年4月は22万円、平成8年2月から同年4月までの期間、平成8年6月及び平成8年7月は32万円、平成9年6月は30万円)より低い標準報酬月額に相当して

いるものと認められる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上記給料支払明細書で確認できる資格取得時及び5月から7月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額から平成4年3月及び平成4年4月は22万円、平成8年2月から同年4月までの期間、平成8年6月及び平成8年7月は32万円、平成9年6月は30万円とすることが必要である。

ただし、上記訂正後の標準報酬月額（平成4年3月は訂正前の標準報酬月額、平成4年4月は20万円、平成8年2月は28万円、平成8年3月、平成8年4月、平成8年6月及び平成8年7月は30万円、平成9年6月は28万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500079号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500062号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を14万6,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和63年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は14万6,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を14万6,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(14万6,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500080号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500063号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を13万5,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成元年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は13万5,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を13万5,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(13万5,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500081号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500064号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を13万2,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成2年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は13万2,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を13万2,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(13万2,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500082号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500065号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を2万5,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成2年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は2万5,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を2万5,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(2万5,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500083号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500066号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を2万5,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成2年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は2万5,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を2万5,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(2万5,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500084号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500067号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を2万5,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成2年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は2万5,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を2万5,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(2万5,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500085号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500068号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を20万7,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は20万7,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を20万7,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(20万7,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500086 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500069 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における請求期間の標準賞与額については、平成 20 年 7 月 23 日は 48 万 6,000 円、平成 20 年 12 月 19 日は 43 万 4,000 円、平成 21 年 7 月 24 日は 41 万円及び同年 12 月 18 日は 33 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 23 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 24 日及び同年 12 月 18 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 7 月 23 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 24 日及び同年 12 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 23 日  
② 平成 20 年 12 月 19 日  
③ 平成 21 年 7 月 24 日  
④ 平成 21 年 12 月 18 日

A 社から平成 20 年 7 月 23 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 24 日及び同年 12 月 18 日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①、②及び④に係る賞与について、A 社の給与計算を行っている B 社から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間①は 48 万 6,000 円、請求期間②は 43 万 4,000 円、請求期間④は 33 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③に係る賞与について、事業主は、当該期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、上述の B 社から提出された申立対象者一覧（標準賞与額相違事案）により、請求者の賞与額は 41 万円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成 22 年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を 41 万円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、当該期間において、標準賞与額（41 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500087 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500070 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における請求期間の標準賞与額については、平成 20 年 7 月 23 日は 62 万 9,000 円、平成 20 年 12 月 19 日は 60 万 7,000 円、平成 21 年 7 月 24 日は 53 万 2,000 円及び同年 12 月 18 日は 43 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 23 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 24 日及び同年 12 月 18 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 7 月 23 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 24 日及び同年 12 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 23 日  
② 平成 20 年 12 月 19 日  
③ 平成 21 年 7 月 24 日  
④ 平成 21 年 12 月 18 日

A 社から平成 20 年 7 月 23 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 24 日及び同年 12 月 18 日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①、②及び④に係る賞与について、A 社の給与計算を行っている B 社から提出された賞与明細書により、請求期間①は 62 万 9,000 円、請求期間②は 60 万 7,000 円、請求期間④は 43 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③に係る賞与について、事業主は、当該期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、上述の B 社から提出された申立対象者一覧（標準賞与額相違事案）により、請求者の賞与額は 53 万 2,000 円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成 22 年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を 53 万 2,000 円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、当該期間において、標準賞与額（53 万 2,000 円）に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500088 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500071 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 7 月 24 日の標準賞与額を 37 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 7 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成 21 年 7 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 7 月 24 日

A 社から平成 21 年 7 月 24 日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A 社の給与計算を行っている B 社から提出された申立対象者一覧（標準賞与額相違事案）により、請求者の賞与額は 37 万 2,000 円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成 22 年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を 37 万 2,000 円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額 (37 万 2,000 円) に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500089号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500072号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準賞与額については、平成20年12月19日は42万2,000円、平成21年7月24日は39万7,000円及び同年12月18日は31万6,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月19日、平成21年7月24日及び同年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月19日、平成21年7月24日及び同年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年12月19日  
② 平成21年7月24日  
③ 平成21年12月18日

A社から平成20年12月19日、平成21年7月24日及び同年12月18日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び③に係る賞与について、A社の給与計算を行っているB社から提出された賞与明細書により、請求期間①は42万2,000円、請求期間③は31万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②に係る賞与について、事業主は、当該期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、上述のB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は39万7,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を39万7,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、当該期間において、標準賞与額(39万7,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間①から③までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500090号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500073号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を26万3,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は26万3,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を26万3,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(26万3,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500091号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500075号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を21万円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は21万870円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を21万円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(21万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500092号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500076号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額22万9,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は22万9,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を22万9,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(22万9,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500093号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500077号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を17万1,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は17万1,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を17万1,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(17万1,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500094号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500078号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を19万8,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和59年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は19万8,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を19万8,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(19万8,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500095 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500079 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 7 月 24 日の標準賞与額を 15 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 7 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成 21 年 7 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 7 月 24 日

A 社から平成 21 年 7 月 24 日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A 社の給与計算を行っている B 社から提出された申立対象者一覧 (標準賞与額相違事案) により、請求者の賞与額は 15 万 4,000 円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成 22 年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を 15 万 4,000 円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額 (15 万 4,000 円) に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所 (当時) に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500096号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500080号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を20万6,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は20万6,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を20万6,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(20万6,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500097号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500081号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を16万3,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は16万3,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を16万3,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(16万3,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500098号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500082号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を18万2,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は18万2,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を18万2,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(18万2,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500099号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500083号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を22万円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は22万円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を22万円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(22万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500100号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500084号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を24万1,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は24万1,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を24万1,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(24万1,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500101号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500085号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を18万4,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は18万4,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を18万4,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(18万4,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500102号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500086号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を18万9,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は18万9,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を18万9,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(18万9,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500103号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500087号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を16万6,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和62年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は16万6,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を16万6,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(16万6,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500104号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500088号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を14万2,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和63年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は14万2,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を14万2,000円として計算した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(14万2,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500105号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500089号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を29万円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は29万円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を29万円として計算した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(29万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500106号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500090号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準賞与額については、平成20年7月23日は43万4,000円、平成20年12月19日は45万5,000円、平成21年7月24日は40万9,000円及び同年12月18日は35万7,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び同年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び同年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年7月23日  
② 平成20年12月19日  
③ 平成21年7月24日  
④ 平成21年12月18日

A社から平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び同年12月18日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び④に係る賞与について、A社の給与計算を行っているB社から提出された賞与明細書により、請求期間①は43万4,000円、請求期間②は45万5,000円、請求期間④は35万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③に係る賞与について、事業主は、当該期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、上述のB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は40万9,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を40万9,000円として算出した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、当該期間において、標準賞与額(40万9,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500107 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500091 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における請求期間の標準賞与額については、平成 20 年 7 月 23 日は 57 万 2,000 円、平成 20 年 12 月 19 日は 55 万 3,000 円、平成 21 年 7 月 24 日は 48 万 1,000 円及び同年 12 月 18 日は 40 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 23 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 24 日及び同年 12 月 18 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 7 月 23 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 24 日及び同年 12 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 23 日  
② 平成 20 年 12 月 19 日  
③ 平成 21 年 7 月 24 日  
④ 平成 21 年 12 月 18 日

A 社から平成 20 年 7 月 23 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 24 日及び同年 12 月 18 日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①、②及び④に係る賞与については、A 社の給与計算を行っている B 社から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間①は 57 万 2,000 円、請求期間②は 55 万 3,000 円、請求期間④は 40 万 2,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③に係る賞与について、事業主は、当該期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、上述の B 社から提出された申立対象者一覧（標準賞与額相違事案）により、請求者の賞与額は 48 万 1,000 円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成 22 年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、請求者の標準賞与額を 48 万 1,000 円とした場合におけるオンライン記録等から算出した社会保険料控除額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、当該期間において、標準賞与額（48 万 1,000 円）に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500108 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500092 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における請求期間の標準賞与額については、平成 20 年 7 月 23 日は 48 万 4,000 円、平成 20 年 12 月 19 日は 43 万 9,000 円、平成 21 年 7 月 24 日は 40 万 4,000 円及び同年 12 月 18 日は 35 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 23 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 24 日及び同年 12 月 18 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 7 月 23 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 24 日及び同年 12 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 23 日  
② 平成 20 年 12 月 19 日  
③ 平成 21 年 7 月 24 日  
④ 平成 21 年 12 月 18 日

A 社から平成 20 年 7 月 23 日、平成 20 年 12 月 19 日、平成 21 年 7 月 24 日及び同年 12 月 18 日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①、②及び④に係る賞与については、A 社の給与計算を行っている B 社から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間①は 48 万 4,000 円、請求期間②は 43 万 9,000 円、請求期間④は 35 万 2,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③に係る賞与について、事業主は、当該期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、上述の B 社から提出された申立対象者一覧（標準賞与額相違事案）により、請求者の賞与額は 40 万 4,000 円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成 22 年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、請求者の標準賞与額を 40 万 4,000 円とした場合におけるオンライン記録等から算出した社会保険料控除額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、当該期間において、標準賞与額（40 万 4,000 円）に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500109号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500093号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を23万2,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は23万2,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を23万2,000円として計算した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(23万2,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500110号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500094号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を22万5,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は22万5,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を22万5,000円として計算した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(22万5,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500111号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500095号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を24万3,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は24万3,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を24万3,000円として計算した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(24万3,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500112号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500096号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は24万円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を24万円として計算した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(24万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500113号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500097号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を21万9,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は21万9,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を21万9,000円として計算した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(21万9,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500114号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500098号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を15万6,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は15万6,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を15万6,000円として計算した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(15万6,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500115号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500099号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を21万5,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は21万5,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を21万5,000円として計算した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(21万5,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500116 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500100 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 7 月 24 日の標準賞与額を 26 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 7 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 7 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 7 月 24 日

A 社から平成 21 年 7 月 24 日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A 社の給与計算を行っている B 社から提出された申立対象者一覧（標準賞与額相違事案）により、請求者の賞与額は 26 万 2,000 円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成 22 年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を 26 万 2,000 円として計算した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額 (26 万 2,000 円) に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500117号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500101号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を24万5,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は24万5,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を24万5,000円として計算した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(24万5,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500118号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500102号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を16万1,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は16万1,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を16万1,000円として計算した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(16万1,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500119号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500103号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を18万1,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月24日

A社から平成21年7月24日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答していること、A社の給与計算を行っているB社から提出された申立対象者一覧(標準賞与額相違事案)により、請求者の賞与額は18万1,000円と記載されていることが確認できること、課税庁から提出された請求者の平成22年度の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録等から算出した社会保険料控除額と請求者の標準賞与額を18万1,000円として計算した社会保険料控除額との合算額よりも高額であること及び同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書から、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できることにより、請求者は、標準賞与額(18万1,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500027 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500058 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から昭和 28 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 4 月 1 日から昭和 28 年 9 月 30 日までA社に勤務していた。B社が保管していた昭和 27 年 4 月 1 日試用開始と記載された従業員雇入者名簿の写し、勤務時のメーデーにおいての写真、同期入社の人2人の年金手帳の写しを提出するので、当該期間を年金額に反映されるよう訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された従業員雇入者名簿の写し及び同僚の陳述から、請求者が昭和 27 年 4 月 1 日から同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、請求者が同期入社として名前を挙げた同僚二人を含む上記従業員雇入者名簿において、試用開始日が昭和 27 年 4 月 1 日と記録されている同僚 12 人に係る厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、全員が2年5か月後の昭和 29 年 9 月 1 日と記録されている上、請求者から提出された同僚二人の年金手帳の写しにも、「初めて被保険者となった日 昭和 29 年 9 月 1 日」と記載されていることが確認できる。

また、これまでに収集した関連資料において、A社に係る厚生年金保険の資格取得日が昭和 29 年 9 月 1 日と記録されている複数の同僚は、昭和 27 年 3 月に中学を卒業しA社に入社したが、当時全員が臨時工として入社し、入社後2、3年してから正社員となり、正社員になった時から厚生年金保険に加入したと思うので、自身の被保険者記録も昭和 29 年 9 月 1 日まで記録が無い旨陳述していることから、請求期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかった状況が認められる。

さらに、B社は、当時の名簿には試用開始日、氏名、生年月日及び日給の記載しか

ないため、厚生年金保険に加入していたか否かは判りかねる旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。